

令和7年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名:富士吉田市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	93.9%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	102.9%
全職員	76.8%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	97.6%
本庁課長相当職	98.5%
本庁課長補佐相当職	102.9%
本庁係長相当職	100.0%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	105.3%
31～35年	88.6%
26～30年	90.6%
21～25年	89.8%
16～20年	95.5%
11～15年	94.1%
6～10年	94.9%
1～5年	99.8%

説明欄

・扶養手当について、世帯主となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給総額に占める男性の割合は 69.9%である

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。